

石巻地区広域行政事務組合理約の一部を変更する規程 新旧対照表

改 正	現 行
(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の事務を共同処理する。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (経費の支弁方法) 第 1 2 条 (略) 2・3 (略) 4 <u>第 3 条第 3 号及び第 4 号の事務に要する経費は、県から組織市町に対して交付される交付金（以下「交付金」という。）をもって充てる。なお、この経費について、交付金の精算により返還額が生じた場合は、組織市町の求める内容及び方法により返還するものとする。</u> (石巻地域ふるさと市町村圏基金の設置) 第 1 3 条 <u>第 3 条第 5 号及び第 6 号に規定する事業の実施のため、条例で定めるところにより石巻地域ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> 2～7 (略)	(共同処理する事務) 第 3 条 組合は、次の事務を共同処理する。 (1) (略) (2) <u>老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する養護老人ホームについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）による特定事業のモニタリングその他の事務に關すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (経費の支弁方法) 第 1 2 条 (略) 2・3 (略) (石巻地域ふるさと市町村圏基金の設置) 第 1 3 条 <u>第 3 条第 6 号及び第 7 号に規定する事業の実施のため、条例で定めるところにより石巻地域ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。</u> 2～7 (略)

石巻地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

改 正

別表第1（第12条関係）

項	負担金の種類	号	負担金の区分	負担金の額	負担割合又は負担すべき組織市町
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>2</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u>	消防負担金	1	(略)	(略)	地方交付税法の規定に基づく「消防費」に係る基準財政需要額の割合とする。
		2	(略)	(略)	(略)
		3	(略)	(略)	消防署所分については、建設される組織市町が負担する。それ以外については、地方交付税法の規定に基づく「消防費」に係る基準財政需要額の割合とする。
<u>6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

石巻地区広域行政事務組合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

現 行					
別表第 1（第 1 2 条関係）					
項	負担金の種類	号	負担金の区分	負担金の額	負担割合又は負担すべき組織市町
1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>2</u>	<u>老人ホーム負担金</u>	<u>1</u>	<u>建設費負担金</u>	<u>老人ホームの建設及び改良並びに用地の取得に要する経費</u>	<u>65歳以上の人口割合</u>
<u>3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u>	消防負担金	1	(略)	(略)	地方交付税法の規定に基づく「消防費」に係る基準財政需要額の <u>常備消防費</u> の割合とする。
		2	(略)	(略)	(略)
		3	(略)	(略)	消防署所分については、建設される組織市町が負担する。それ以外については、地方交付税法の規定に基づく「消防費」に係る基準財政需要額の <u>常備消防費</u> の割合とする。
<u>7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

